新たな様式の運転免許証の発行が開始されます

☆　秋田県では平成22年9月下旬ころから、新様式の運転免許証の交付を開始します。
これまでの運転免許証との変更点、ご注意いただきたい点は次のとおりです。

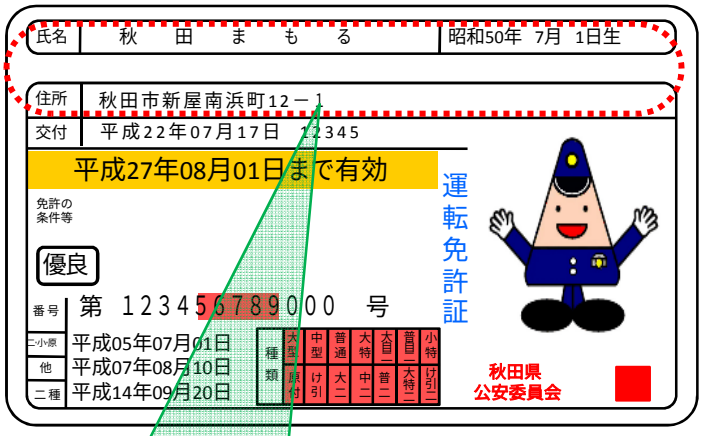

ICカード免許証の全国導入に伴う
本籍欄の削除

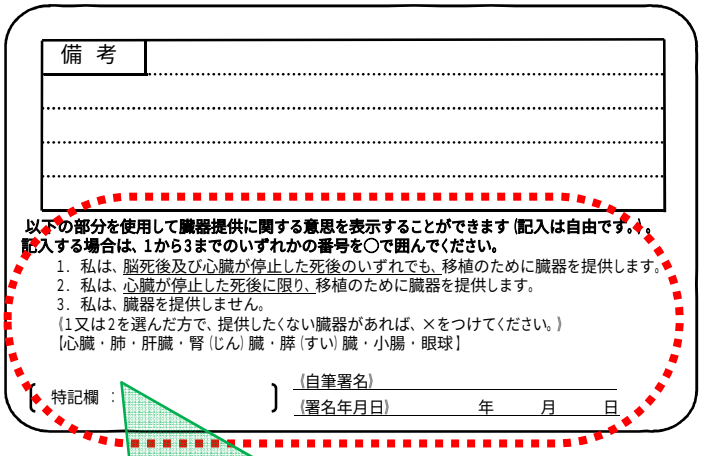

改正臓器移植法の施行に伴う
臓器提供の意思表示欄の設置

※　臓器提供の意思は、必ず表示しなければならないものではありません。また、この部分を記載していないからといって、運転免許行政上の取扱いに影響を与えるものではありません。

※　臓器提供の意思等を表示する方法は、(社) 日本臓器移植ネットワークが作成しているリーフレットを参照してください。

※　一度表示した臓器提供に関する意思を変更する場合は、(社) 日本臓器移植ネットワークが作成している臓器提供意思表示カード（ドナーカード）を使用してください。

※　運転免許証の更新及び保管、運転免許の取消し、停止等に伴い運転免許証を提出した場合は、更新（併記を含む。）後に交付される運転免許証又は臓器提供意思表示カード（ドナーカード）等の書面に臓器提供の意思等を記入するようにしてください。

※　このほか、臓器提供の意思表示に関する質問等は、次の連絡先にお問い合わせください。

東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階
(社) 日本臓器移植ネットワーク
TEL:　0120-78-1069
(携帯電話からは 03-3502-2071)
FAX:　03-3502-2072

又は

秋田市千秋久保田町6－6
(財) あきた移植医療協会
TEL:　018-832-9555

秋田県警察運転免許センター